
開会宣告

議長（波岡玄智君） ただいまから、平成 23 年第 6 回浜中町議会臨時会を開会いたします。

開議宣告

議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（波岡玄智君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 1 番田甫議員及び 2 番石橋議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（波岡玄智君） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日間と決定しました。

諸般報告

議長（波岡玄智君） これから、諸般の報告をします。

まず、本臨時会に付議された案件は、配付した議事日程表のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般報告を終わります。

行政報告

議長（波岡玄智君） 以後の日程に先立ち、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長。

町長（松本 博君） 本日、第6回浜中町議会臨時会の開催に御席をいただき、誠にありがとうございます。

（行政報告あるも省略）

議長（波岡玄智君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

教育長。

教育長（内村定之君） 教育行政の主なものについて御報告申し上げます。

（教育行政報告あるも省略）

議長（波岡玄智君） ここで、説明員である町幹部職員の紹介の申し出がありました。これを許します。

副町長。

副町長（松本 賢君） （職員紹介あるも省略）

日程第3 議案第57号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第57号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(松本 博君) 議案第57号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明いたします。

本年、9月30日に国家公務員の給与改定に対し人事院勧告がなされました。

しかし、国の公務員給与改定については、給与臨時特例法案に基づき支給することとしたため、人事院勧告を実施しないこととなりました。

一方、地方公務員の給与改定については、人事院勧告を尊重し、適切に対処することを10月28日に閣議決定されました。

本町においては、この閣議決定に基づき人事院の勧告を尊重した条例改正を行うものであります。

人事院勧告の内容についてですが、人事院は平成23年国家公務員給与実態調査と職種別民間給与実態調査を基にし、ラスパイレス方式による比較を行った結果、月例給については、公務員給与が民間給与を899円を上回っております。

以上の結果から、民間の給与水準を上回っている50歳台の職員が在職する号俸を中心に最大0.5パーセント引き下げることとし、引き下げは40歳台前半の職員が在職する号俸を目途として収れんさせ、平均で0.23パーセントを引き下げるものです。

この結果、本町の月例給は、別表第一の一般職給料表に基づき、1級1号俸から105号俸、2級1号俸から76号俸、3級1号俸から60号俸、4級1号俸から44号俸、5級1号俸から36号俸、6級1号俸から28号俸を除き、月額300円から2,000円の範囲で平均0.29パーセントの引き下げ、現給補償により月例給を決定されているものについては、0.66パーセントの引き下げの改定となります。

さらに、今年度に限り、引き下げて改定が行われている俸給月額、又は、現給補償により月例給が決定されている職員については、本年4月から11月までの8ヵ月間の給料及び6月に支給された期末・勤勉手当に調整率0.37パーセントを乗じて得た額を12月期の期末・勤勉手当より減額することとなります。

今年度の人事院勧告実施による影響額についてですが、一般会計、特別会計等併せて、改定対象職員が84人となっており、給与については、74万8,000円の減額、期末・勤勉手当については、128万4,000円の減額で併せて203万2,000円となります。

これらの予算措置については、3月定例会において、各会計の補正予算措置をしたい

と考えています。

以上、議案第57号について、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

閉会宣言

議長（波岡玄智君） これをもって本議会に付議された案件は全部終了いたしました。
よって、平成23年6回浜中町議会臨時会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

（閉会 午前 10時20分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員